

Climbing Victory Mountain

残念ながら7月末でこの美しい勝山を離れることになりました。勝山で3年間、たくさん思い出と友達をつくることができました。英語で「Time flies when I'm having fun.」(楽しい時間はあっという間に過ぎ去る)と言いますが、まさに勝山の3年間はあっという間でした。最後に勝山で経験した自然のミラクルについてお話ししたいと思います。

去年の10月のある週末のことでした。勝山を囲む山の上のほうでは紅葉が始まっており、友達と紅葉の写真を撮りに行くこと約束していました。しかし、その日はあいにく雨が降ったり止んだりの天気でした。やむを得ず予定を少し変え、法恩寺線沿いの滝巡りをすることにしました。外のどんよりした天気を吹き飛ばすかのよつに、車の中は明るい音楽をかけ出発。法恩寺山有料道路を通り抜け、スキージャムのグレンデをジグザグに通る山道もどろんどろんと行きました。山の上の方は紅葉が始まっていましたが、雲が霧が濃く、遠くまで見ることができません。弁ヶ滝を見終わって、御堂之瀧に向かっている道中のことでした。急にあたりが真っ白になり、前が全く見えな



アイ・ラブ・勝山
勝山市国際交流員 デビット・ティアニー

かなり見えました。深い雲に包まれてしまったのです。危険なので、車を止めて外に出る不思議な光景を楽しむことにしました。

その時でした。だんだんと雲が晴れてきて、太陽の光も差し込み始めました。そして周りの景色が徐々に現れ始めました。すると私たちの目の前にはカラフルに燃え立つ紅葉の景色が現れました。たった3分程で真っ白の世界から美しい紅葉の世界に様変わり、それは神様が私たちだけのために幕を上げた秋のプロロードウェーショーのようでした。自然の動きにそこまで感動したのは人生で初めてでした。勝山の自然は本当に美しいです。

この美しい勝山の自然と文化をいつまでも愛し、守り続けてください。3年間本当にありがとうございました。

「デビットのさよならスピーチ&交流会」開催のお知らせ

と き ▶ 7月23日(水)
午後7時
ところ ▶ 教育会館
3階第1研修室

問 未来創造課(☎88-1115)

軽自動車の登録・変更・廃車について

軽自動車をお持ちのかたで、新たに相続、売買、譲渡、廃車または転出(住所変更)された場合は、所定の手続きが必要です。車種別に届出先が異なりますので、ご注意ください。詳細は下記のとおりです。

なお、所定の手続きをされない場合は、引き続き勝山市で軽自動車税が課税されます。

車種	届出先
原動機付自転車 (125cc以下) 農耕車 (トラクター、コンバインなど) 小型特殊車 (フォークリフトなど)	勝山市役所市民課(☎88-8102) ※転出された場合は、転出先の市町村役場 廃車時に持参するもの▶ ナンバープレート、印鑑
軽二輪車 (125cc超~250cc未満) 二輪の小型自動 (250cc以上)	中部運輸局福井運輸支局 (福井市西谷1丁目1402) (☎050-5540-2057) ※転出された場合は、転出先の運輸支局
軽四輪自動車 (軽四輪貨物・軽四輪乗用)	福井県軽自動車検査協会 (福井市浅水町138字11-3) (☎0776-38-1509) ※転出された場合は、転出先の軽自動車検査協会

問 税務課(☎88-8101)

こんにちは

勝山市結婚相談室です

勝山市結婚相談室では、毎週木曜日に結婚相談員による相談を行っています。お気軽にお越しください。

相談日▶第1・3木曜日

午後1時~3時30分

第2・4木曜日

午後6時~8時30分

とろろ▶福祉健康センター「すこやか」

第2相談室

(4番入口、入って右)



相談員の声

ご結婚が決まったかたからの「ありがとう」の一言が、とてもうれしかったです。

問 結婚相談室(☎87-6150)

また、吹きガラス体験、ランブシェード作り体験、ピザ作りなど、年2回出合いイベントも開催しています。(17ページ参照)
イベントをきっかけに、ご結婚されたカップルもいらつしやいます。

国保年金だより

現役加入者のかたにも「ねんきん特別便」が送付されています

厚生労働省・社会保険庁
◎緑色の封筒でお届け

6月から10月までの間に、全ての現役加入者のかたへ「ねんきん特別便」をお届けします。

・自営業者、専業主婦、学生などのかたには、直接ご本人の住所へ
・会社勤めのかたには、お勤めの会社を通じて(会社の協力を得られた場合)、または直接ご本人の住所へ
◎年金記録の確認を

・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分に確認をしてください
・「もれ」や「間違い」があった場合も、なかった場合も、必ずご回答ください

社会保険相談日

と き▶7月17日(木)、

8月21日(木)、27日(水)

午前10時~午後4時

ところ▶勝山商工会議所

相談員▶社会保険事務所職員

「ねんきん特別便」相談日

と き▶7月23日(水)、

8月6日(水)、18日(月)

午前10時~午後4時

ところ▶市民課横相談室

相談員▶社会保険労務士

国民年金保険料を納めることが難しいかたへ

保険料を未納のまま放置すると、障害基礎年金や遺族基礎年金、老齢基礎年金を受け取れない場合があります。受け取られたとしても、年金額は少額となることもあります。

そこで、次の制度をご紹介します。

①申請免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が「所得基準」以下の場合、申請手続きをすることによって、国民年金保険料の納付が全額免除、または、一部納付になる制度です。

②若年者納付特例制度

30歳未満のかたで、本人と配偶者の所得が「所得基準」以下の場合に、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

③退職(失業)による特例免除

特例免除は、申請する年度、または、前年度において、退職(失業)の事実がある場合に対象となります。また、配偶者・世帯主が退職された場合も対象となります。

必要なもの▶印鑑、離職票の写し(失業した場合)

申請場所▶市民課国保年金グループ

問 福井社会保険事務所

(☎0776-23-4516)

市民課(☎88-8102)

10月から

国民健康保険税の納付方法が一部変わります

健康保険法の改正に伴って、下記の要件全てに該当するかたは、国保税を10月に支給される年金から特別徴収(天引き)することになりました。

ただし、平成20年度に限り、7月(第1期)と9月(第2期)は普通徴収(納付書や口座振替による納付方法)となります。

年金特別徴収(天引き)の要件

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者である
- ②世帯内の被保険者が全員65歳から74歳である
- ③世帯主の年金が年額18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下である

※なお、一定の要件を満たす場合、申請によって特別徴収ではなく、口座振替とすることができます

問 税務課(☎88-8101)

政府決定(6月12日)に基づく長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料支払い方法の変更について

長寿医療制度の保険料について、本年4月から特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる、いわゆる天引き)されているかた、または、本年10月から特別徴収される予定のかたのうち、以下のいずれかの要件を満たす場合は、市民課の窓口へ申し出ただくことにより、保険料を口座振替にて支払うことが可能となります。

【要件】

- ①国民健康保険税を確実に納付しているかた(本人)が、口座振替により納付する場合
- ②世帯主、または、配偶者がいるかた(年金収入が180万円未満のかた)で、その口座振替により納付する場合

市民課の窓口にお申し出いただいた後、速やかに10月分の年金からの特別徴収を中止する手続きを行います。ただし、8月15日(金)を過ぎてお申し出いただいた場合は、手続きの関係上、12月分以降の年金から中止することになります。ご了承ください。

問 市民課(☎88-8102)